大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
策定業務委託仕様書

本仕様書は、大槌町（以下「町」という。）が行う「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務名

大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

2 目的

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、令和６年3月に「大槌町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、事務・事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。また、同時期に策定した「大槌町環境基本計画」において温室効果ガスの削減及び町民や事業者と一体となって総合的に取組を進めている。

本業務では、2050 年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の見直し、温対法の改正などが行われ、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わりつつある点を考慮しながら、町全域の温室効果ガスの現状把握・将来推計、再生可能エネルギーのポテンシャル及び導入可能性調査・導入目標などを定めるとともに、町民や事業者の意見を反映し、大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をするものとする。

なお、本業務は岩手県「地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金」を活用して行うものである。

3 委託内容

（1） 委託契約期間

契約締結の日から令和9年2月 26 日（金）までとする。

（2） 委託上限額

8,360,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 基本的事項

（1） 遵守事項

① 本業務は、岩手県「地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金」を活用することから、この補助事業の趣旨を理解した上で業務を遂行すること。

② 環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。また、町の上位計画

や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、改正温対法第 21 条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画として、業務を進めること。

（2） 書類の提出

① 契約締結後、5日以内に提出するもの（各1部）

ア 着手届

イ 業務主任担当者届（管理技術者及び照査技術者の氏名・生年月日・履歴書・業務に関する資格を証明するもの）

ウ 業務計画表（詳細な行程表を含む）

② 適宜提出するもの

ア 打合せ等の記録簿（主要な協議事項があった場合）

イ 進捗状況報告書

③ 業務完了時に提出するもの（各1部）

ア 納品書

イ 完了届

ウ 引渡書

エ 請求書

（3） 協議・打合せ

業務着手時、業務の主要な区切りで打ち合わせを実施する。なお、受託者は、打合せ協議については、議事録を作成の上、町に提出し承認を得るものとする。また、受託者は本業務の遂行にあたって、必要な関係機関との協議又は説明を求められた場合は、誠意をもってこれにあたるとともに、協議内容を遅延なく町へ報告するものとする。

5 業務内容

（1） 既存資料調査

環境に関する資料やデータ等を収集し、町全域の概況や環境の経年変化といった地域特性を把握するとともに、環境に関する社会（国際社会も含む）の動向や潮流を把握すること。さらに、国や県の検討や環境施策の動向を把握し、課題を整理すること。また、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの導入、及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報を収集し、収集した情報に基づき現状分析を実施すること。

① 自然的・経済的・社会的条件の整理

各種統計や町の計画、国や県の情報サイト等を基に、自然的条件として気候・気象条件（日照、風況、気温等）、地勢概要、河川状況（位置、流量等）、経済的条件として産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）、エネルギー代金の流出入状況、社会的条件として人口の推移、土地利用状況、地域交通、ごみ・資源物排出状況、下水道整備状況、し尿

処理状況、公共施設の整備状況、その他の各種の上位・関連計画等について情報収集及び整理を行う。

② 地球温暖化に関する国内外の動向の把握

脱炭素に向けて国内外の動向を整理し、町でも求められる取組事項等を把握する。

③ 再エネの導入に関する基礎情報の収集及び現状分析

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」等の公表データの活用、及び町内資料や実態を基に算定した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを整理。また、町全域における導入状況についても調査し、導入における課題について整理・分析を行うこと。

（2） 脱炭素に係る意識調査

町民、事業者及び団体を対象に、地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度や、取組状況等のアンケート等の調査を行うこと。また、適宜ヒアリングなども実施し、各主体の取組状況や課題等を整理し、施策に反映すること。

受託者は、アンケートの標本数検討、調査項目の検討、作成、印刷、封入、集計及び分析を行い、調査結果報告書を作成すること。調査対象者の町民、事業者等の抽出、封筒の準備、発送、回収は町が行う。なお、調査の方法は町と協議の上、決定することとし、アンケート調査に係る費用は受託者の負担とする（郵送用封筒、返信用封筒を除く）。

（3） 町全域から排出される温室効果ガス及びエネルギー消費量の現状分析

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を基に、地域の実態に即した方法で温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算定し、部門・分野別の増減要因分析を行うこと。また、温室効果ガスの森林吸収量についても推計すること。

（4） 地域課題及びエネルギー課題の抽出・整理

（1）～（3）を踏まえ、まちづくりや産業、防災などの観点から地域課題を抽出するとともに、エネルギーに関する視点から課題を抽出・整理をすること。

（5） 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

2030 年を中間年とし、部門別に、BAU及び削減対策パターンとその効果を反映した排出量を推計し、重点的に対策が必要な部門を明確にすること。また、脱炭素シナリオにおける将来推計は、環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料（Ver.1.0）」に基づく要因分解法を採用し、検討すること。

① BAU（Business as usual）ケース

把握した基礎情報の収集又は現状分析の結果を用いて、活動量を部門・分野別に設定し、近年の増減傾向を踏まえ、追加的な温暖化防止対策を取らない場合の 2030 年及び 2050 年の排出量を推計すること。

② 2050 年においてカーボンニュートラルを達成するケース

2050 年にカーボンニュートラルを達成するために必要な追加的な温暖化防止対策を実行した場合の、2030 年及び 2050 年の温室効果ガス排出量を各部門・分野ご

とに推計すること。

（6） 2050 年脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

再生可能エネルギーの導入目標に関する最新の動向や地域特性を十分に考慮した各種の調査結果及び将来のエネルギー消費量等に基づき、意欲的かつ実現可能な再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガス排出量削減目標を設定すること。導入目標については、再生可能エネルギー種別毎に設定すること。

新築公共建築物についての省エネルギー化や再生可能エネルギー導入についての考え方を整理すること。また、既存公共建築物については、令和4年3月に策定した大槌町公共施設等総合管理計画等を参考資料として、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入検討を行うこと。

温室効果ガス削減のため、各再生可能エネルギーについて導入目標を策定すること。

（7） パブリックコメントの実施支援

町のホームページや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。パブリックコメントで寄せられた町民からの意見を取りまとめ、回答案を作成すること。

（8） 会議の資料作成・開催補助

実行計画を審議する会議を町が開催した場合は、その会議への出席および会議資料の作成、説明補助、議事録のとりまとめを行うこと。

受託者と町の打合せや協議内容は、協議録として受託者が取り纏め、受託者と町が確認の上、双方が保管するものとする。また、協議結果を報告書として取りまとめること。

・大槌町環境審議会（3 回程度）

6 成果品

（1） 成果品は次のとおりとする。

① 業務報告書 1部

② 大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

計画書 A4 版、カラー、50 頁程度 100 部（簡易製本）

概要版 A3 版、カラー、1 頁 100 部

③ その他本業務で取得又は作成した資料 1式

④ 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1部

（2） 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、町に帰属するものとする。

（3） 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（4） 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

（5） 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

7 その他

（1） 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2） 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（3） 受託者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報に関する貸与資料については「大槌町個人情報保護条例」を遵守するものとし、データを含む全ての秘密情報について適切な管理を行わなければならない。なお、本業務終了後も同様とする。

（4） 受託者は、本業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。

（5） 受託者は、本業務の遂行において町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。

（6） 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。

（7） 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度町と協議を行い決定すること。